

集合住宅向け
コージェネレーションシステム契約
(一般ガス選択約款)

2020年10月1日実施

(令和2年10月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

1. 適 用.....	1
2. 選択約款の変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	1
5. 契約の締結.....	2
6. 名義の変更.....	3
7. 契約の変更又は解消.....	3
8. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額.....	3
9. 精算額の支払方法.....	4
10. その他.....	4
付 則.....	4
(別 表)	5

1. 適 用

- (1) この選択約款は、当社（導管部門）が定める託送供給約款の別表第1の払出エリア（特定ガス導管事業の区間を除く）で、この選択約款の適用条件を満たすお客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この選択約款は、当社の一般ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款の変更を必要と判断した場合、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) この選択約款を変更する場合の手続きは、一般ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. 用語の定義

この選択約款に基づく契約（以下「需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電併給システムをいいます。
- (2) 「集合住宅」とは、一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段などを共有しているものや、二つ以上の住宅を結合して建てた建物及び寮、寄宿舎等、生計を共にしない者の集まりを居住させる建物をいいます。
- (3) 「契約使用可能量」とは、この選択約款の適用を受ける消費機器の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。ただし1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (4) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの需給契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (5) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、契約期間中の12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）、1月使用分（12月検針日の翌日から1月検針日まで）、2月使用分（1月検針日の翌日から2月検針日まで）、3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）の4か月間をいいます。
- (7) 「契約最大需要期月平均使用量」とは、最大需要期における契約月別使用量の合計を4で除した量をいいます（小数点以下四捨五入）。
- (8) 「単位料金」とは、一般ガス供給約款19に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対して需給契約を申し込むことができます。

- (1) コージェネレーションシステムを、集合住宅の共用部（専ら当該集合住宅の住人のためのものをいい、以下同様とします。）及び各住宅向けに使用する需要であり、その他の消費機器がある場合は、その共用部で使用すること。
- (2) コージェネレーションシステムで発生した排熱を、共用部のために使用する機器（共用部と各住宅の両方のために使用する場合を含みます。）及び各住宅に設置する機器で使用する。
- (3) ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が下表の基準を満たしていること。

なお、「コージェネレーションシステムで発生した排熱を使用する機器の出力」には、当該集合住宅の共用部

及び各住宅に対して暖房・給湯を行うシステムに係る全てのボイラー等の出力を合計したものを含みます。

コージェネレーションシステムで発生した排熱 を使用する機器の出力	ガスエンジン等の定格発電出力 (機器容量)
700キロワット未満	5キロワット以上
700キロワット以上	10キロワット以上

(4) 契約年間使用量が契約使用可能量の700倍(小数点以下切り捨て)以上であること。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

(2) お客さまが、新たに需給契約を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社はコージェネレーションシステム及びその他の機器の規模、同一需要の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約使用可能量
- ② 契約最大需要期月平均使用量
- ③ 契約年間使用量
- ④ 契約月別使用量

(3) 需給契約の期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

なお、実績最大需要期月平均使用量が、2年間連続して契約最大需要期月平均使用量の110パーセントを超えた場合で、当社がやむをえないと判断した場合以外は、翌年度の契約使用量をお客さまとの協議によって改定することとし、この場合、翌年度の契約最大需要期月平均使用量は、当該2年間の平均最大需要期月平均使用量(小数点以下四捨五入)以上といたします。

(4) 需給契約を締結されたお客さまが、契約期間のガスの使用実績が4の適用条件を満たさなかった場合には、契約期間満了となった時点から1年、この選択約款に基づく契約をすることができません。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合、又は4の適用条件を満たさなかった場合で当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

(5) 継続して1年間以上当社からガス供給を受けているお客さまで、過去1年間のガスの使用実績が4の適用条件を満たしていない場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しないことがあります。ただし、過去1年間に新たにコージェネレーションシステムを設置した場合はこの限りではありません。

(6) 需給契約の契約期間満了前に解約、又は一般ガス供給約款に基づく契約へ変更をしたお客さまから、再度同一需要場所でこの選択約款、又は当社の定める他の選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合で、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又は一般ガス供給約款に基づく契約への変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません((5)において同じ)。

(7) 需給契約の契約期間満了前に当社の定める他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

(8) 当社は、お客さまと当社とその他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息が、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われない場合は、需給契約の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

7. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2（1）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

8. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

契約期間中において生じた契約の解消が、7（1）の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは7（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解消精算額（消費税等相当額を含みます。）を申し受けます。また、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下切り捨て）。

精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率÷（1＋消費税率）

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約使用可能量又は契約最大需要期月平均使用量をそれまでの契約使用可能量又は契約最大需要期月平均使用量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解消精算額} = \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1} \\ \text{か月当りの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1} \\ \text{か月当りの} \\ \text{基本料金} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

9. 精算額の支払方法

8に定める契約の解消に伴う契約中途解消精算額は、原則として需給契約の料金と同じ方法によりお支払いいただきます。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2020年10月1日（令和2年10月1日）から実施いたします。

(別 表)

集合住宅向けコージェネレーションシステム契約に適用する料金表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金算定期間の料金は、一般ガス供給約款 15 の規定によりお知らせした使用量に基づき算定いたします。
- (2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (3) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金とピーク期基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額、ピーク期基本料金はピーク期基本料金単価に契約最大需要期月平均使用量を乗じた額といたします。
- (4) 従量料金は、基準単位料金又は一般ガス供給約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (5) お客さまの都合や契約違反により需給契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は (3) に基づく 1 か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は (4) の従量料金に準じて算定いたします。
- (6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします (小数点以下の端数切り捨て)。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

- (1) 定額基本料金

1 か月につき	13,750.00円
---------	------------

- (2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	591.25円
-------------	---------

- (3) ピーク期基本料金単価

1 立方メートルにつき	9.44円
-------------	-------

- (4) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	64.83円
-------------	--------

- (5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。